平成２４年（フ）第５３４号
大阪府泉大津市戎町９番３－３号
債務者　中岡　久美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４０号
大阪府岸和田市北町14番19―601号
債務者　淡路　裕司
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
奈良県桜井市大字三輪1187番地の１
債務者　ＩＭ企画・翔ちゃんこと　井上　雅章
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７６号
奈良県桜井市大字三輪1187番地の１
債務者　井上和美子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
福岡県大牟田市馬場町295番地６
債務者　柴田　博文
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県大牟田市大字田隈300番地９
債務者　荒木功次郎
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県大牟田市大字吉野1308番地３
債務者　原田由記夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８９号
福岡県大牟田市大字吉野1308番地３
債務者　原田　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３９号
沖縄県名護市大南４丁目６番３号
債務者　長嶺　麗子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５１号
沖縄県国頭郡今帰仁村字天底173番地
債務者　曽根　明子（旧姓城間）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１１２０号
名古屋市港区稲永４丁目３番５号　レイキャビック稲永202号
債務者　中辻　由記
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９４号
名古屋市千種区東山通５丁目７番地
債務者　西川明日美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５６号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住５街区２号棟409号
債務者　三山　純子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７８号
名古屋市守山区大森１丁目1406番地
債務者　落合　繁子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５２号
名古屋市守山区天子田１丁目209番地
債務者　駒屋　成一
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７７７号
大阪府門真市下馬伏町６番２―107号、前住所大阪府門真市島頭４丁目21番23号
債務者　轟　　清也
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８３号
大阪市淀川区東三国１丁目30番16―602号
債務者　辻　　正能
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部